

旭市立豊畑小学校 いじめ防止基本方針

○ いじめ防止対策推進法

(平成25年度法律第71号)に基づく

目次

- I 基本理念について
- II いじめ防止対策組織について
- III いじめの未然防止について
- IV いじめの早期発見について
- V いじめの相談・通報について
- VI いじめを認知した場合の対応について
- VII 指導について
- VIII 重大事態の対応について
- IX 公表・点検・評価について
- X 年間計画一覧表
- XI その他

I 基本理念について

1 基本理念(法第三条)

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを主として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題の対応に当たり、いじめが発生した際には、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明は行わない。

2 いじめの定義(法第二条第一項)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけあいであっても、心身の苦痛を感じていればいじめと認知する。

3 いじめの禁止

児童はいじめを行ってはならない。

4 いじめ解消の定義

- (1) いじめの行為が3ヶ月以上やんでいる。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を受けていないことを面談等で確認している。

5 学校及び学校の教職員の責務(法第八条)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれを対処する責務を有する。

Ⅱ いじめ防止対策組織について

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) (法第二十二條)

1 子どもサポート委員会 (7月・11月・2月の年3回の開催)

(1) 構成メンバー

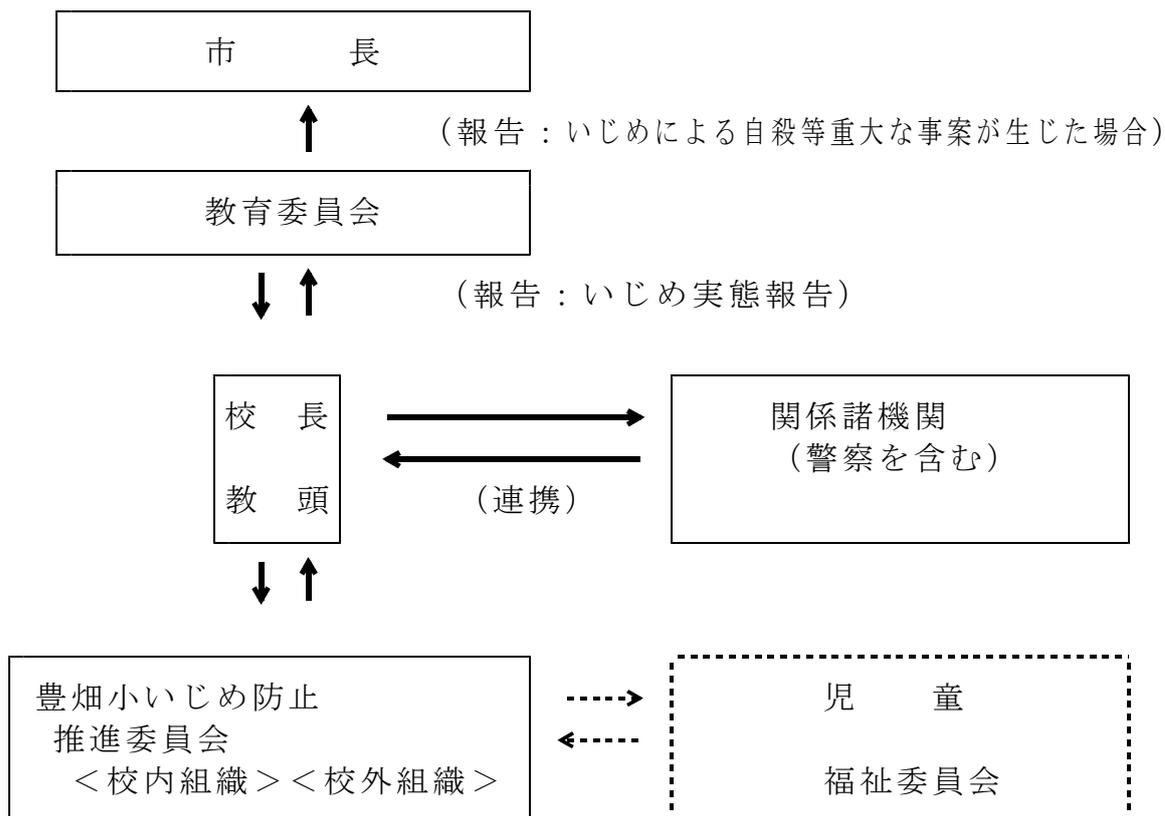
<校内>

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・養護教諭
- ・長欠対策担当教員 ・教育相談担当教員

<校外>

- ・学校評議員 ・スクールカウンセラー (随時)

<いじめ防止の組織図>



Ⅲ いじめの未然防止について

1 児童・保護者・地域への啓発活動

<児童>

- (1) 全校集会での講話
- (2) 学級活動での講話
- (3) 映像資料の活用

<保護者>

- (1) 学校だより、学年だより
- (2) ホームページを活用

<地域>

- (1) 1000カ所ミニ集会
- (2) ホームページを活用

2 職員の研修

<研修のポイント>

- (1) 教職員の不適切な発言の防止（差別的発言や児童を傷つける発言等）
 - (2) 学校全体で暴力、暴言の排除（モラールアップ委員会）
 - (3) いじめを誘発する要因（過度の競争意識、勝利至上主義、児童のストレス過多など）の根絶
- 3 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開
 - (1) 児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面の設定
 - (2) 児童一人一人に「自己決定」の場面を与える取り組み
 - (3) 「共感的理解」を通して、児童一人一人が互いを認め合う場面の設定
 - 4 計画的・組織的な指導計画と実践及び児童の自発的な活動を支援する取組
 - (1) 児童自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組
 - ①いのちを大切に作るキャンペーン
 - ②「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した 道徳教育
 - ③道徳映像教材の活用
 - ④インターネット・情報モラル教室
 - (2) 児童が互いに良好な関係を築くことのできる取組
 - ①豊かな人間関係づくり実践プログラム
 - 5 児童の活動：福祉委員会
 - (1) いじめ撲滅の呼びかけ

IV いじめの早期発見について

- 1 定期的なアンケート調査（月1回、月末に実施）
 - (1) 調査実施時期（朝の会等）・調査項目・調査方法の配慮（調査項目は、インターネットを通じたいじめ内容も含む）
 - (2) 調査から得られた情報についての対応（全体指導・個別指導）
 - (3) 管理職への結果の報告
 - (4) プライバシーの厳守
 - (5) 相談箱による把握
- 2 定期的な教育相談（5月・11月・1月の年3回の実施）
 - (1) 学級担任が中心となる全員を対象とした教育相談（悩み・進路・学習・友人関係 等）
 - (2) アンケート調査後に実施（一人10分～15分）
 - (3) 必要に応じて、保護者に連絡し家庭との連携
 - (4) 必要に応じて、校内いじめ防止推進委員会で協議し、組織で対応
 - (5) 出てきた問題を、職員会議での「子どもを語る会」で共通理解
 - (6) 分かった段階で管理職に報告

○いじめに関わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止推進法に違反することを職員が共通理解する

- 3 適宜必要に応じた教育相談
 - (1) 担任だけでなく、養護教諭や全ての職員が必要と思われる児童を対象に教育相談（悩み・進路・学習・友人）～相談箱や直接の相談に対応
 - (2) 管理職に必ず報告
 - (3) 必要に応じて、保護者に連絡し家庭との連携を図る
 - (4) 必要に応じて、校内いじめ防止推進委員会で協議し、組織で対応

- 4 観察と巡回
 - (1) 休み時間等、授業時間以外の児童の人間関係を観察（特に、休み時間で一緒に遊ぶ中での様子を観察する）
 - (2) 日常的にトイレ、体育館、特別教室等の巡回
 - ※いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、気になることがある場合は、速やかに学校へ相談する等の啓発活動を行う
- 5 相談箱による把握
 - ・毎日養護教諭が確認して、いじめの早期発見をする。

V いじめの相談・通報について

(いじめの早期発見のための措置) 前述参照 (法第十六条)

- 1 学校内でいじめ相談・通報窓口の設置
 - (1) 生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育担当が窓口となる
 - (2) 「はなす勇氣」の指導は、全校集会や学級で行う
- 2 学校外でいじめ相談窓口の設定
 - (1) 教育相談専用ダイヤル (0479-23-5954)
 - (2) 文部科学省 24時間子供 SOS ダイヤル (0120-0-78310)
 - (3) 地域の民生委員
 - (4) 「はなす勇氣」の指導は、全校集会や学級で行う

※学校は、いじめを受けた児童及び助けようとした児童を徹底して守る。

VI いじめを認知した場合の対応について

< 認知の段階での対応 >

豊畑小いじめ防止推進委員会の立ち上げ

- (1) いじめの疑いを認識した職員が生徒指導主任に報告。

↓

- (2) 生徒指導主任及び発見者が管理職に報告し、校内組織が対応策を検討
- (3) 校外組織、警察等の関係諸機関との連携

「いじめを受けた児童」

- (1) 教育相談・事実確認
- (2) 心情を理解した具体的対応・徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
- (3) 今後の対応について説明。不安な点を聞き、対策案を示す。
- (4) 細かな点に配慮した対応について具体例を示す。

「いじめを行った児童」

- (1) 教育相談・事実確認
- (2) 聴取の体制、記録の保存、聴取時間や場所の環境に配慮する。休憩や食事の時間の確保、暴言や威圧等の不適切な聴取方法をしない。
- (3) いじめを行った児童が、周辺の児童やいじめを受けた児童に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止するよう留意する。

「周辺の児童」

- (1) 教育相談・事実確認～情報の収集（アンケート調査等）

「保護者」

- (1) 結果についていじめを受けた児童・その保護者への情報提供、いじめを行った児童・その保護者に事実を通知する。

VII 指導について

指導：いじめを受けた児童へのケアといじめを行った児童への個別指導、全体指導

<いじめを受けた児童へのケア>

- (1) 安心して学校生活を送れるための支援（別室登校や補習等）
- (2) カウンセラーの活用
- (3) 周囲の仲間の支援体制
- (4) 保護者への支援
- (5) 複数の教職員による相談窓口

<いじめを行った児童への指導>

- (1) いじめは絶対に許されないと強く指導するとともに、なぜそのような行動をとってしまったのか、背景を探る。
- (2) 保護者への助言
- (3) いじめを受けた児童やその情報を提供した児童へ圧力を加えない旨の指導

<全体指導>

- (1) いじめは許されない行為でそれを許さない環境を作っていこうと再確認する。また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対しての指導の徹底。もし、見たり聞いたりした場合は、勇気をもって先生に言うことの意識づけをする。

<場合により、加える指導：保護者への理解をお願いする場面>

- (1) 指導後もいじめを受けた児童が恐怖のあまり教室に入れなかった場合、いじめを受けた児童が安心して学習に取り組むことができるようにするため、いじめを行った児童を別の場所で学習をする等の措置をとる。
- (2) 児童がいじめを行っていて、教育上必要があると認める場合は、学校教育法第十一条に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える措置をとる。

Ⅷ 重大事態の対処について

1 重大事態の基準

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (3) 「疑い」が生じた段階で調査を開始する。重大事態に至ったと申し出でが合った場合は、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

2 重大事態が発生した場合の対応

- (1) 教育委員会・市・県への報告・指導を受ける
場合により警察等関係諸機関へ連絡
- (2) いじめ防止推進委員会・職員会議の実施
- (3) 保護者（P会長他）への連絡、保護者会の実施
- (4) マスコミ対応と窓口の一本化（教頭）
- (5) スクールカウンセラー等校外組織に連絡し、援助を受ける
- (6) 児童への援助：重大事態発生翌日の対応他

Ⅸ 公表・点検・評価

豊畑小いじめ防止基本方針の公表・点検・評価について

- (1) いじめに関しての調査や分析を行い、その結果に基づいた対応を行う。
- (2) ホームページで公表する。教育計画で公表する。
- (3) 学校だよりで公表する。
- (4) 学校評価アンケートの中で、「いじめ問題への取組」項目を設け、保護者・職員で評価する。
- (5) 豊畑小いじめ防止基本方針を毎年2月に見直し、点検、改善を図る。

X 年間計画一覧

月	子どもサポート委員会	いじめ実態調査アンケート	教育相談	福祉委員会	職員会議時実施児童を語る会	P D C A	備 考
4		○		○	○		いじめ防止対策啓発強化週間
5		○	○	○	○		
6		○		○	○		いのちを大切にする キャンペーン集会
7	○	○		○	○		個人面談
8		○		○	○		
9		○		○	○		
10		○		○	○		
11	○	○	○	○	○		
12		○		○	○	調査	
1		○	○	○	○	分析	ネット安全教室
2	○	○		○	○	見直	
3		○		○	○	公表	

- ※ 別紙いじめ実態調査アンケートは毎月月末に実施する。実施後は、個人のは通知表ロッカーの水色のボックスの各学年ファイルに綴じ込んでください。集計したものは、鈴木まで直接手渡ししてください。
- ※ 保護者からの連絡やいじめアンケートなどで発覚したいじめについては、即日生徒指導主任まで報告してください。

XI 備考

策定日 平成29年4月3日
 平成30年4月2日 改訂
 平成31年4月1日 改訂
 令和2年4月1日 改訂
 令和3年4月1日 改訂
 令和4年4月1日 改訂